

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【公開番号】特開2014-87615(P2014-87615A)

【公開日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-025

【出願番号】特願2013-203756(P2013-203756)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月30日(2015.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機での遊技を可能にする遊技用装置を含む遊技用システムであって、

前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報が記憶された管理装置を含み、

前記遊技用装置は、

前記管理装置に記憶された前記認証用情報を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モードに設定する制限通信モード設定手段と、

前記管理装置から送信された前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モードに設定する通常通信モード設定手段と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える、遊技用システム。

【請求項2】

遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機での遊技を可能にする遊技用装置を含む遊技用システムであって、

前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報が記憶された管理装置と、遊技場に設置され、前記管理装置から送信された前記認証用情報を受信可能なローカル

管理装置とを含み、

前記遊技用装置は、

前記管理装置に記憶された前記認証用情報を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モードに設定する制限通信モード設定手段と、

前記管理装置から送信された前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モードに設定する通常通信モード設定手段とを含み、

前記ローカル管理装置は、

前記管理装置から送信された前記認証用情報を記憶する認証用情報記憶手段と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記認証用情報記憶手段に記憶した前記認証用情報を前記遊技用装置へ送信する認証用情報送信手段を含む、遊技用システム。

【請求項3】

遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機での遊技を可能にする遊技用装置であって、

前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モードに設定する制限通信モード設定手段と、

前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モードに設定する通常通信モード設定手段と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える、遊技用装置。

【請求項4】

遊技場に設置され、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機での遊技を可能にする遊技用装置と通信可能なローカル管理装置であって、

該ローカル管理装置は、前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報が記憶された管理装置と通信可能に接続され、

前記遊技用装置は、当該遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モードに設定する一方、前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モードに設定することが可能であり、

前記ローカル管理装置は、

前記認証用情報が前記管理装置から送信されてきたときに、前記認証用情報を記憶する認証用情報記憶手段と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記認証用情報記憶手段に記憶した前記認証用情報を前記遊技用装置へ送信する認証用情報送信手段を含む、ローカル管理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機での遊技を可能にする遊技用装置を含む遊技用システム、前記遊技用装置、および前記遊技用装置と通信可能なローカル管理装置に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 本発明は、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値(たとえばカード残高、持玉数、あるいは貯玉数等)を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機(P台、S台)での遊技を可能にする遊技用装置(CU)を含む遊技用システムであつて、

前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報(基板認証鍵、更新情報)が記憶された管理装置(鍵管理サーバ800)を含み、

前記遊技用装置は、

前記管理装置に記憶された前記認証用情報を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限(遊技を一定時間だけ可能にする)の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モード(基板初期鍵モード(基板初期鍵運用))に設定する制限通信モード設定手段(図120、図138、図139、図146)と、

前記管理装置から送信された前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モード(基板認証鍵モード(基板認証鍵運用))に設定する通常通信モード設定手段(図121、図141、図142、図146、図147)と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段(図147のS213)と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段(図147のS212、S214)とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える(図147のS213)。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このような構成によれば、遊技用装置の正当性が管理装置に記憶された第1認証用情報によって認証される前に通常通信モードとなって遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が可能となることを防止できる。さらに、管理装置に記憶された第1認証用情報を受信できないときでも、制限通信モードとなり、遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が許容されるため、柔軟な運用が可能となる。しかも、その場合には通常通信モードに比べて所定の制限の下で遊技が許容されるものとなるため、管理装置に記憶された第1認証用情報での認証が必要とされることなく運用が続けられてしまうことを防止できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、制限通信モードにおいて認証用情報を受信したときでも、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるときには、即座に通常通信モードに切り換わるのではなく、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態となつたことを条件にして通常通信モードに切り換わるため、制限通信モードにおいて提供されていた遊技に何らかの影響を与えてしまうことを防止できる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(2) 本発明は、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値(たとえばカード残高、持玉数、あるいは貯玉数等)を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機(P台、S台)での遊技を可能にする遊技用装置(CU)を含む遊技用システムであつて、

前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報(基板認証鍵、更新情報)が記憶された管理装置(鍵管理サーバ800)と、

遊技場に設置され、前記管理装置から送信された前記認証用情報を受信可能なローカル管理装置(ホールサーバ801)とを含み、

前記遊技用装置は、

前記管理装置に記憶された前記認証用情報を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限(遊技を一定時間だけ可能にする)の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モード(基板初期鍵モード(基板初期鍵運用))に設定する制限通信モード設定手段(図120、図138、図139、図146)と、

前記管理装置から送信された前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モード(基板認証鍵モード(基板認証鍵運用))に設定する通常通信モード設定手段(図121、図141、図142、図146、図147)とを含み、

前記ローカル管理装置は、

前記管理装置から送信された前記認証用情報を記憶する認証用情報記憶手段(図72において、ホールサーバは、鍵管理サーバから受信した基板セキュリティ情報(基板認証鍵および更新情報を含む)を記憶、図148のS222)と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段(図148のS223)と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限

通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段（図148のS224；ホールサーバはCUに対して基板認証鍵を送信することでモードを切り換える）とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記認証用情報記憶手段に記憶した前記認証用情報を前記遊技用装置へ送信する認証用情報送信手段（図148のS224）を含む。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

このような構成によれば、遊技用装置の正当性が管理装置に記憶された第1認証用情報によって認証される前に通常通信モードとなって遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が可能となることを防止できる。さらに、管理装置に記憶された第1認証用情報を受信できないときでも、制限通信モードとなり、遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が許容されるため、柔軟な運用が可能となる。しかも、その場合には通常通信モードに比べて所定の制限の下で遊技が許容されるものとなるため、管理装置に記憶された第1認証用情報での認証が必要とされることなく運用が続けられてしまうことを防止できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、制限通信モードにおいてローカル管理装置が認証用情報を受信したときでも、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるときには、即座にその認証用情報がローカル管理装置から遊技用装置に送信されて通常通信モードに切り換わるのではなく、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態となったことを条件にして認証用情報がローカル管理装置から遊技用装置に送信されて通常通信モードに切り換わるため、制限通信モードにおいて提供されていた遊技に何らかの影響を与えてしまうことを防止できる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(3) 本発明は、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値（たとえばカード残高、持玉数、あるいは貯玉数等）を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機（P台、S台）での遊技を可能にする遊技用装置（CU）であって、

前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報（基板認証鍵、更新情報）を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限（遊技を一定時間だけ可能にする）の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モード（基板初期鍵モード（基板初期鍵運用））に設定する制限通信モード設定手段（図120、図138、図139、図146）と、

前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式遊技機との通信が可能な通常通信モード（基板認証鍵モード（基板認証鍵運用））に設定する通常通信モード設定手段（図121、図141、図142、図146、図147）と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段（図147のS213）と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段（図147のS212、S214）とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える（図147のS213）。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

このような構成によれば、遊技用装置の正当性が管理装置に記憶された第1認証用情報によって認証される前に通常通信モードとなって遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が可能となることを防止できる。さらに、管理装置に記憶された第1認証用情報を受信できないときでも、制限通信モードとなり、遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が許容されるため、柔軟な運用が可能となる。しかも、その場合には通常通信モードに比べて所定の制限の下で遊技が許容されるものとなるため、管理装置に記憶された第1認証用情報での認証が必要とされることなく運用が続けられてしまうことを防止できる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、制限通信モードにおいて認証用情報を受信したときでも、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるときには、即座に通常通信モードに切り換わるのではなく、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態となったことを条件にして通常通信モードに切り換わるため、制限通信モードにおいて提供されていた遊技に何らかの影響を与えてしまうことを防止できる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

(4) 本発明は、遊技場に設置され、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、遊技者所有の遊技用価値（たとえばカード残高、持玉数、あるいは貯玉数等）を用いて遊技が行なわれる封入式遊技機（P台、S台）での遊技を可能にする遊技用装置と通信可能なローカル管理装置（ホールサーバ801）であって、

該ローカル管理装置は、前記遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報が記憶された管理装置と通信可能に接続され、

前記遊技用装置は、当該遊技用装置の正当性を認証するために用いる認証用情報（基板認証鍵、更新情報）を受信できないときに、前記遊技用価値を用いた前記封入式遊技機での遊技を所定の制限（遊技を一定時間だけ可能にする）の下で許容するための前記封入式遊技機との通信が可能な制限通信モード（基板初期鍵モード（基板初期鍵運用））に設定する一方、前記認証用情報の受信を条件として、前記所定の制限が解除された前記封入式

遊技機との通信が可能な通常通信モード（基板認証鍵モード（基板認証鍵運用））に設定することが可能であり（図138、図139、図141、図142、図146、図147）、

前記ローカル管理装置は、

前記認証用情報が前記管理装置から送信されてきたときに、前記認証用情報を記憶する認証用情報記憶手段（図72において、ホールサーバは、鍵管理サーバから受信した基板セキュリティ情報（基板認証鍵および更新情報を含む）を記憶、図148のS222）と、

前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する判定手段（図148のS223）と、

前記制限通信モードにおいて前記認証用情報を受信したことを条件として、前記制限通信モードから前記通常通信モードに切り換える通信モード切換手段（図148のS224；ホールサーバはCUに対して基板認証鍵を送信することでモードを切り換える）とを含み、

前記通信モード切換手段は、前記制限通信モードでありかつ前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態のときに前記認証用情報を受信した場合、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態になったことを条件として、前記認証用情報記憶手段に記憶した前記認証用情報を前記遊技用装置へ送信する認証用情報送信手段（図148のS224）を含む。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

このような構成によれば、遊技用装置の正当性が管理装置に記憶された第1認証用情報によって認証される前に通常通信モードとなって遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が可能となることを防止できる。さらに、管理装置に記憶された第1認証用情報を受信できないときでも、制限通信モードとなり、遊技用価値を用いた封入式遊技機での遊技が許容されるため、柔軟な運用が可能となる。しかも、その場合には通常通信モードに比べて所定の制限の下で遊技が許容されるものとなるため、管理装置に記憶された第1認証用情報での認証が必要とされることなく運用が続けられてしまうことを防止できる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、制限通信モードにおいてローカル管理装置が認証用情報を受信したときでも、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるときには、即座にその認証用情報がローカル管理装置から遊技用装置に送信されて通常通信モードに切り換わるのではなく、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なわない状態となったことを条件にして認証用情報がローカル管理装置から遊技用装置に送信されて通常通信モードに切り換わるため、制限通信モードにおいて提供されていた遊技に何らかの影響を与えてしまうことを防止できる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

(5) 前記(1)(2)に記載の遊技用システムであって、前記判定手段は、前記遊技用装置に前記遊技用価値を特定可能な情報が記録された記録媒体が受け付けられているかで、前記封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態であるかを判定する(図147のS213、および図148のS223において、遊技者のカードが挿入されていれば稼働状態、挿入されていなければ非稼働状態と判定)。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

このような構成によれば、封入式遊技機が遊技者による遊技を行なう状態か否かを簡単に判定可能となる。